

一般社団法人群馬県社会福祉士会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人群馬県社会福祉士会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を群馬県前橋市新前橋町13番地12に置く。

(目的)

第3条 当法人は、社会福祉士の倫理を確立し、専門的技能を研鑽し、社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、社会福祉の援助を必要とする群馬県民の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉士の倫理及び資質の向上に関する事業
- (2) 社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業
- (3) 社会福祉士の資格制度の充実発展及び普及啓発に関する事業
- (4) 社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関する事業
- (5) 社会福祉の援助を必要とする群馬県民の生活と権利の擁護に関する事業
- (6) 国内外の社会福祉の発展に寄与するための普及啓発活動及び社会福祉その他の専門職団体等との連携に関する事業
- (7) 社会福祉施設並びに福祉サービスの機能及び質の向上並びにその評価に関する事業
- (8) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事情により電子公告ができない場合は官報に掲載する。

(機関の設置)

第6条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法（以下「社会福祉士法」という。）第28条の規定により社会福祉士として現に登録されている者であり、原則として群馬県内に住所又は勤務先を有し、当法人の目的に賛成して入会した者
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第8条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の場合は理事会の承認を得なければ退会することができない。

(1) 苦情を申立てられ、または綱紀委員会、理事会等で会員としての身分について審議中の者

(2) 成年後見人、任意後見人、成年後見監督人、任意後見監督人等を受任中の者

(3) その他会長が退会を認めることが不適当と判断する者

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他当法人の規則に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入が継続して2年以上なされなかったとき

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

(3) 社会福祉士法第32条又は第33条により、社会福祉士としての登録を取り消され又は消除されたとき

(4) 公益社団法人日本社会福祉士会の会員資格を喪失したとき

(5) 総正会員が同意したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができ

ない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

3 資格を喪失した正会員は、一般法人法上の当法人の社員としての地位を失う。

第3章 社員総会

(種類)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第16条 社員総会は次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 役員の報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の事業計画及び予算
- (6) 各事業年度の事業報告及び決算報告
- (7) 定款の変更
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) 解散、合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年2回、毎事業年度開始前2ヶ月以内及び終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

3 社員総会の招集通知は、正会員の承諾を得た場合は電磁的方法によることができる。

(電子提供措置)

第18条の2 当法人は、社員総会の招集に際し、社員総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定財産の処分

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第21条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

2 前項の正会員又は代理人は、政令で定めるところにより当法人の承諾を得て、代理権を証明する書面の記載事項を電磁的方法により提供することができる。この場合においては、当該書面を提出したものとみなす。

3 前2項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(書面又は電磁的方法による議決権行使)

第21条の2 書面又は電磁的方法により議決権を行使できる場合には、正会員は、一般法人法の規定に基づき当該方法により議決権を行使することができる。

2 前項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(決議、報告の省略)

第22条 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合に

において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事のうち2名以上が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(社員総会規則)

第24条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員等

(役員の設置等)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を常務理事、6名以内を常任理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、常務理事及び常任理事をもって同法第92条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって会員の中から選任する。

- 2 会長、副会長、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 役員の選任に関する事項は、規則で定める。
- 4 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 他の同一団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執

行する。

- 2 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長の指示を受けて、この法人の業務を執行する。
- 5 常任理事は、当法人の業務を分担執行する。
- 6 会長、副会長、常務理事及び常任理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

(監事の職務・権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第29条 理事の任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結までとし、再任を妨げない。但し、連続して4期(8年)を超えて選任されることはできない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第30条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第45条に定める理事会規則によるものとする。

(責任免除)

第33条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長及び顧問)

第34条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第35条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対して意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長、副会長、常務理事及び常任理事の選任及び解任

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制整備

(6) 第33条の責任の免除

(種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年4回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

(招集)

第39条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び一般法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は一般法人法第101条第2項に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第40条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、会長及び業務執行理事は、3ヶ月に一回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事及び監事のうち1名以上が署名又は記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第45条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の抛却)

第46条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の抛却を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第47条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会の決議を得て、会長が別に定める「基金取扱い規程」によるものとする。

(基金の抛却者の権利)

第48条 基金の抛却者は、前条の「基金取扱い規程」に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続き)

第49条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲で行うものとする。

(代替基金の積立)

第50条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第51条 別表の財産は、当法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第52条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第53条 当法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第54条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を

作成し、第1号から第3号までの書類について監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 貸借対照表
 - (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 2 第1項の規定により報告された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 運営組織及び事業活動報告の状況及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第55条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第56条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第57条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第58条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第59条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第60条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第61条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附則

(委任)

第62条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第63条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第64条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成21年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第65条 当法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事 太田 茂

設立時理事 山崎 孝

設立時理事 吉野 崇

設立時理事 中越 信一

設立時理事 今井 芳明

設立時理事 新木 恵一

設立時理事 相良 由美子

設立時理事 田沼 利夫

設立時理事 松沼 記代

設立時理事 山口 千春

設立時監事 金井 敏

設立時監事 高橋 潤朗

(設立時社員の氏名及び住所)

第66条 設立時社員の氏名、住所は次のとおりとする。

設立時社員

1 住所

氏名 太田 茂

2 住所

氏名 山崎 孝

3 住所

氏名 吉野 崇

4 住所

氏名 中越 信一

5 住所

氏名 今井 芳明

6 住所

氏名 新木 恵一

7 住所

氏名 相良 由美子

8 住所

氏名 田沼 利夫

9 住所

氏名 松沼 記代

10 住所

氏名 山口 千春

11 住所

氏名 金井 敏

12 住所

氏名 高橋 潤朗

(法令の準拠)

第67条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人群馬県社会福祉士会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成21年3月12日

設立時社員	太田 茂	印
設立時社員	山崎 孝	印
設立時社員	吉野 崇	印
設立時社員	中越 信一	印
設立時社員	今井 芳明	印
設立時社員	新木 恵一	印
設立時社員	相良 由美子	印
設立時社員	田沼 利夫	印
設立時社員	松沼 記代	印
設立時社員	山口 千春	印
設立時社員	金井 敏	印
設立時社員	高橋 潤朗	印

別表

定款第51条の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) その他の収入

附 則

- 1 平成22年3月20日一部改正
- 2 この改正定款は、平成22年3月20日から施行する。

附 則

- 1 平成23年6月25日一部改正
- 2 この改正定款は、日本社会福祉士会が連合体に移行するために改正した定款が施行されるのと同時に施行する。

附 則

- 1 令和 8 年 6 月 1 3 日一部改正
- 2 この改正定款は、令和 8 年 6 月 1 3 日から施行する。